

議案第 79 号

江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

第 1 条 江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 23 号中「第 43 条第 2 項」を「第 43 条第 4 項」に改める。

第 15 条第 1 項第 1 号中「この号及び次号において」を削る。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」に改める。

(江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

第 2 条 江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 23 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「(北海道が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」を加える。

第 29 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 44 条第 1 項及び第 47 条第 1 項中「保育士」の次に「(北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

(江別市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

第3条 江別市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「保育士」の次に「（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加え、同条第3項第2号中「乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室」を「保育室等」に改める。

第26条第3号中「（平成18年北海道条例第78号）」を削り、同条第4号中「（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）」を削る。

（江別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

第4条 江別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第2条第23号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。